

技術提供と消費者に対する責任

公衆が求めうるもの

佐藤香織

序

消費者は常に、製品を購入し、あるいは各種のサービスを受けることによって技術の恩恵を受けている。ところが、単に提供されるサービスに注意を向けているときには、製品の開発、製造、加工に携わる、技術を提供する側の人々を意識しない事がある。実際、技術の提供は複数の段階を経て行われている。技術者¹は通常企業に属していることが多く、消費者は、企業の媒介を経て初めてサービスを受けており、また、行政機関が技術と消費者としての公衆との媒介となることも多い。実際に消費者としての公衆が技術を提供する側の人々を特に意識するのは、サービスを受ける際に消費者が何らかの損害あるいは不利益を被り、その補償を必要とするときかもしれない。一言で言うならば、技術者、技術に関わる行政機関、企業を中心とする技術者の所属する組織を、技術を提供する側の人々として考えることができるのであるが、彼らに対して消費者が責任を求めたくなる事態が発生したときに、改めて彼らの存在が消費者の意識に上るのである。

このように考え、技術を提供する側の人々を技術者、行政機関、技術者の属する組織（特に企業）に区分したうえで、本論の目的は、消費者が損害を被った際に、技術を提供する側である行政、企業、技術者のそれぞれの責任をどのように区別して考え、それぞれに対して何を求めることができるのか、ということについて、それぞれの関わりを見ながら考えることである。とはいえ、「責任」の内実を確認しないことには、技術を提供する側の責任について考えることはできない。そのため、まず、一般的に個人が「責任」という語に関わる文脈を見、特に「責任をとる」という事態について考える（1節）。次に、技術者と行政との関わりから、消費者としての公衆に対する被害が生じた場合のそれぞれに特有の責任のあり方を見る（2節）。最後に、組織と技術者との関わりから、公衆に対する被害が起きた場合のそれぞれに特有の責任のあり方を見る（3節）²。

1 「責任」概念の一般的な分類

1.1 「責任」のあり方

「責任」という概念はそれ自体多義的である。歴史的に見ても、日本語におけ

るもともとの意味と欧米の responsibility, Verantwortung 等の訳語として定着してきた意味を持ち、この概念にただ一つの定義を与えることは困難である³。しかし、おおまかに分類して、「責任」という語が次の3つの意味で用いられることが多い、ということを確認してよいであろう⁴。

(1) 誰かに「責任がある」こと：原因の帰属する主体の確認としての責任

(2) 誰かが「責任をとる」こと：過去に生じたことに対する負担としての責任

(3) 誰かが「責任を持って行為する義務がある」こと：未来に対する義務としての責任

(1) 通常、責任は原因となる行為者に対して帰属すると考えることができる。責任の帰属する主体を明らかにすることは、責任が問題となる文脈において、責任の負担を行うべき人を特定するためにも必要な作業である。したがって、この「原因としての責任」について問うことが責任に関する言説を可能にする。責任主体がはじめから明らかである場合には、原因の帰属する主体を問うことは一見たやすい。例えば、ある人がボールを蹴ってガラスを割ってしまったら、責任はガラスを割った人に帰属する、とすることによってはじめて責任の内容を問うことができる。しかし、実際には、多くの人々が一つの問題に関わっていることが多いために、原因の帰属する主体を確定しないまま、あるいはできないまま、その問題に原因の帰属しない他の人が被害を償ってしまうこともある。銀行の破綻が公的資金によって解決されるのは、その例であろう⁵。

(2) 多くの場合、誰かに不利益となるような出来事が生じたときに責任が問題となる。原因としての責任を問うことにより責任主体が決定したとき、その責任主体は責任を「とる」ことが必要となる。この負担としての責任⁶を「責任実践」と呼ぶことも可能である。先の例で言えば、ガラスを割った人は、ガラスの所有者に対してガラス代を弁償することで「責任をとる」ことが求められる。すなわち、損害あるいは被害の補償が、「責任をとる」ことの内実となる。しかし、このように完全に金銭対金銭での解決ができるときには解決の方法に問題が生じないが、実際には、受けた被害とは異なる形の補償が必要な場合も多い。そのとき、どのように被害の補償のあり方が決定されるのか、といったことが問題となる。たとえば、精神的、身体的に、健康や生命を損なうような被害が生じたとき、その被害の補償が費用に還元されるだけでは被害者は納得がゆかないであろう。

(3) たいてい(3)と(1)および(2)は連続している。未来に対する義務とは、未来に生じうる出来事を予測し、その出来事に対応するための準備を事前に行うことである。すなわち、ボールを蹴る人は、ガラスが割れるかもしれな

いというリスクを想定し、ガラスが近くにある場所でボールを蹴るべきではなかった。ボールを蹴るならば、その準備としてあらかじめ障害物のないところへ移動すべきであった。この義務を十分に果たしていなかったとき、すなわち準備が不足していたとき、誰かに不利益となる（たとえばガラスが割れるという）出来事が生じたならば、行為主体が（１）責任主体として（２）責任をとる、という流れを一つの責任に関する実際のありかたとして考えうる。リスクの予測は、技術に関わる人々に対して最も求められるところであろう。たとえば、未だ安全の確かめられていない遺伝子組み換え食品に対する規制を巡って、技術者が科学的知見を提示することによってそのリスクを予測する事が求められている⁷。

1・2 負担責任

負担責任と未来に対する義務としての責任は相補的な関係にある。未来に対する義務を怠ったことで生じる不具合に対して、責任を負担することの必要性が生じることも多いからである。このとき、「負担としての責任」において、実際に行うべき行為が「責任をとる」ことであるのか、ということが問題となる。ところで、責任を負担するしかたにもまたいくつかの分類が必要である。一般的な負担責任のあり方あるいは責任実践として、ここでは（１）補償責任（２）説明および謝罪の責任（３）制裁および罰としての責任について考えたい。

（１）まず、被害を与えた側が被害を被った側に対して行う「補償責任」を考えよう。実際に生じた損害に対する補償を行うことは、道徳的義務として考えられるとともに、PL法にも「その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる」（第三条）と示されているように法的義務でもあり、「責任をとる」ことの基本的な内実である。しかし、損害が費用のみで解決できるものではない場合、この「補償」のあり方が問題となる。特に健康や生命に関わる損害、精神的な損害に対しては、厳密な意味においては、損害あるいは被害を与えた側が事後的にどのような行為を行っても償うことができないように思われる。しかし、このような場合においても、法や裁判は、補償の範囲をできるだけ第三者にも納得のいく仕方で定めようとする。法や裁判によって責任負担の方法と範囲を定めることの必要性は、たとえ完全に被害を補償することが無理だとしても何らかの形で被害の補填がなされなければならない、という考えに基づいている。

（２）また、被害を与えた側には「説明および謝罪の責任」が生じる。すなわち、損害の原因の帰属する主体に、なぜそのような事態が生じたのか、という原

因の究明と、その情報の開示、そして過ちに対する謝罪が求められる。個人どうしの関係において生じた損害に関する、道徳的責任としての説明や謝罪の第一の特徴は、被害者の、行為者の行為によって引き起こされた「憤慨、恨み、軽蔑、責め⁸」などの心情に応えるものである、という点である。個人どうしでなくとも、食品会社などによって、製品の安全に問題があったとしてしばしばマスメディアを媒介として謝罪がなされるのも、こうした責任の負担の一つのあり方であろう。しかし、技術を与える側とそれを消費する公衆との関係においては、こうした場合謝罪責任よりも説明責任のほうがより重要であろう。というのは、ある一つの事故の原因の究明および説明は、次の事故を未然に防ぐための、未来に対する義務ともつながるからである。したがって、技術を与える側が損害を引き起こしたときには、損害の生じた過程を明らかにすることが求められる。

(3) さらに、損害あるいは被害を与えた側が「制裁および罰」を受けることを、責任負担の内実として考えうる。具体的には、損害を与えたとみなされる人、あるいは、その損害を与えるのに何らかの形で関わった人々が懲役を受けたり、罰金を支払ったり、それまで関わってきた事柄から離れざるを得なくなったり、ということを考えうる。また、法的な事柄とは別に、人々に信用されなくなるなどの社会的制裁もこの「制裁および罰としての責任」に含まれよう。

これらの責任は、被害あるいは損害が生じた場合に、単独で求められるものではなく、互いに結びつきつつ被害を与えた側に対して求められるものである。しかし、本論が扱う技術の流通の場面でのように、多くの人々が一つの事柄に関わる場面では、被害が生じたにもかかわらず、被害者は被害を受けたまま、これらの責任が誰によっても負担されないこともある。技術が消費者に届くまでの間の媒介者のどの部分で被害に対する責任を負う責任主体が生じるか、ということが曖昧な場合、責任を追求することが困難だからである。典型的な例は、非加熱製剤による薬害エイズ問題であろう⁹。業務に携わった医師の一人の責任に関しては最終結論が出ないまま裁判は集結し、ミドリ十字社の責任者は「営業上の利益を優先させ、エイズの危険性を無視し、安全な加熱製剤の供給が可能になった時点でも、(安全に疑いのある)非加熱血液製剤の販売中止や回収の措置をとらなかった」という罪に問われたが、刑罰は最長で禁固3年といったものであった。また、国(この場合厚生省)が加熱製剤の導入時期に関する対応の遅れも指摘されたことで、責任主体となりうる対象がさらに拡大された。どの段階でどの人が被害の生じた状況に関わっているか、ということに関しても、関わった人によって情報の隠蔽がなされたことによって、正確な状況を把握することに遅れが生じた

こともあり、どの段階に関わる人々にどのような責任を負う義務があるのか、という問題についての説明がなされていない。こうして、行政機関、企業、技術者の三者が関わる被害が生じたときに、どの段階で誰(何)が関わっており、誰(何)に対してどのような責任を求めうるか、という問いが生じる。

2 行政および技術者

2.1 技術を導入する行政の責任

第1節ではじめに行った3つの分類は一般的に「責任」と呼ばれることの側面であるが、技術に携わる人々に対しては、分析した責任のあり方を基本としつつ、より詳細に責任のあり方を区分する必要があるが生じる。たとえば、個人の場合であれば、「ガラスを割ってしまった」ときに、ガラスを割った側は直接的にそのガラスの所有者に対して責任を負うのであるが、技術者に対する倫理綱領が「公衆の安全、健康および福利」の最優先を第一に提示しているように¹⁰、技術に携わる人々の責任について考える場合には、相対して直接的に関わるのではない人々に対する責任について考える必要があるからである。

まず、技術を導入する行政側の責任から考える。特に注目しうるのは、(1)「予防原則 Precautionary principle」(2)「不確実性下の責任 Responsibility under Uncertainty」(3)「第2種の過誤 Type-2 Error」である¹¹。これらは1-1でなした責任の分類のうち(3)「未来に対する義務としての責任」に該当し、互いに連動している。

(1) 予防原則(事前警戒原則)は、「環境や人の健康に重大で不可逆な悪影響が生じる恐れがある場合には、その科学的証拠が不十分でも対策を延期すべきではない、もしくは対策をとるべきだとするリスク管理の原則」¹²である。この原則の利点は、科学の不確実性を重視することで想定のできないリスクを回避する、ということが可能な点であり、問題点は、科学的証拠に基づかない判断を許すことである。したがって、予防原則は十分確かめられた科学的証拠を重視する「健全な科学 sound science」の立場と対立する。この、予防原則と「健全な科学」の対立は、現在特にバイオテクノロジーによる遺伝子組み換え食品の法規制の強化と緩和を巡る論争(GM論争)において顕著に見られる¹³。

(2) しかし、十分な科学的証拠に基づいた判断をなすための時間的余裕がない場合、不確実性のもとで、行政の側が技術に関して意思決定を行わなければならないことがある(たとえば、その技術が有害だという可能性が生じたときの規

制に関して)。このときの責任の所在は一つの大きな問題である。というのは、専門家はその時点で持っているデータを全て提出し、行政が総合的な判断をなしたうえでなお予測不能な事態が生じた場合、責任をとりうる主体が行政であるのか、技術者であるのか、あるいは技術者の属する組織であるのか、ということを決めることは困難だからである¹⁴。実際には、行政側が科学的証拠を待っていたために対応が遅れ、(3)の「第2種の過誤」へと移行する場合がある。というのも、科学のデータは常に変動するからであり、どの時点のデータをもとに対応するか、という判断の時期を決定しなければならないからである。

(3)不確実性下の意思決定において、事態が悪化するまで行政が技術に関する決定(特に規制)を行わないことで被害が生じる誤りは、「第2種の過誤」と呼ばれる¹⁵。よく知られた例では、イタイイタイ病や水俣病はこの「第2種の過誤」に関わっている。水俣病の事例では、病気の原因が「有機水銀である」と確定するまで行政の対応が遅れたことが問題となった。この事例ではまた、「行政は、自らの打ち出す施策に対し『根拠』を求める。そして科学が、有力な『根拠』を与えることが多い。しかしこのことは逆にいうと、科学的な結論が得られていない場合、行政は具体的施策に踏み出す事を躊躇しがちになる」¹⁶ことが指摘された。この「第2種の過誤」を防ぐために(1)の予防原則が必要となる。また、同時に科学的な究明を継続しながら(2)の不確実性下の責任をどのように負うか、すなわち、どの程度科学のデータがそろった時点で、どのような決定をするか、という判断が行政に対して求められる。

上記の事柄を考慮するならば、技術に関わる行政機関は、特に意思決定の段階において責任を負う、と言えよう。特に、リスクへの対応の時期は重要であり、実際に問題が生じたときには、まず原因を究明するための指示を出し、技術者によって与えられたデータによって被害を最小限にいとどめるための判断をなす事などが求められる。薬害エイズ問題においては、まず技術者の責任、ついで企業の責任が問われ、行政機関の責任が見えてきたのは最後であった。このことは、消費者にとって、行政機関の意思決定がどのように直接自分たちに関わるか、ということがこの意思決定の時点においては見えにくい、ということの意味する。また、意思決定の時点において、起こりうる問題を完全に回避することはできない。このとき、被害が生じたとき、行政機関は、被害を拡大しないための対応を求められるのみではなく、被害者に対する補償の責任をどの程度技術者や技術者の属する組織とともに負うか、という問いが浮上する。意思決定の段階において、想定外の事態に関して決定しなければならない、ということに関しては、技術者、

企業も同様の問いを常に抱えている。しかし、行政機関の特徴として、意思決定が政策と直結することによって消費者としての公衆と関わるがゆえに、その意思決定は公衆にとって直接的な影響を及ぼす、ということを挙げうる。

2・3 技術者と行政

行政が技術を消費者に対して提供するための判断を下す際に責任を負うとすれば、技術者個人の責任は、まずは、技術の開発自体に関わる際に生じる。すなわち、行政および企業を解して技術を受け取る側に対して、安全な技術を開発するための責任を負う。そして、技術者は、組織に属している限り、雇用者や依頼者の利益のために仕事をするに關する責任を負う。すなわち、技術者は、一方で消費者と直接的・間接的に関わり、その安全に貢献する立場でありながら、他方で組織の利益に貢献する立場である。この二つの立場は、時に相反する二つの要求を技術者に求めることがある。このため、どのような姿勢で仕事に臨むべきかということを決めた、技術者のための特別な倫理綱領が必要となる¹⁷。アメリカの NSPE (the National Society of Professional Engineers) は、はじめに 1935 年に技術者に対する倫理規定の原型をつくった¹⁸。また、多くの技術に関する団体がそれぞれの倫理綱領を持っているが、それぞれが、社会に対する責任、雇用者または依頼者に対する責任、組織責任者としての責任、専門職業に対する責任などを定めている。これらの倫理規定は現在に至るまで、度重なる改訂を見ている。このことは、技術の発展や企業のあり方など、技術者のとりまく環境の変化に伴って、技術者に求められることが変わっていることを示す。特に大きな変化は、雇用者および顧客の利益中心の倫理綱領から公衆の生命と安全を重視した倫理綱領への変化である¹⁹。ただし、これらの綱領は指針としての意味を持つのであって、具体的な場面に関しては、技術者個人の判断で行動することが求められる。

倫理綱領の必要性によって裏付けられるように、技術者に求められるのは、技術の開発に関わる責任のみではない。特に、問題が生じたときの行政、企業、技術者のそれぞれの責任の範囲をそれぞれの関わりを見ながら考えるという本論の主旨から、技術者の持つ技術の情報を技術者がどのように扱うかということについて考えることが必要となる。実際、技術者にとって、倫理綱領に明示されている守秘義務と公共の福祉のため行われるべき情報公開は時に相反する。技術者にまず求められることは、正しいデータに基づいた安全な製品の開発およびその提供であり、そのためにはデータの不確実な段階での情報は開示することが困難である。しかし、技術者は技術の情報を適切に伝える責任も負っている。こうして

二つの責任のあり方を巡って技術者自身の葛藤が生じる。たとえば、水俣病の問題においては、ある一人の医師が会社に内緒で、有機水銀を含む工場の廃液を猫に与え、水俣病になるかどうか実験をしていた。その結果、通し番号 400 の猫が水俣病になったのだが、一例のみの発病では不十分だとしてその工場技術部の次長は発表を控えることを主張し、医師もその主張を受け入れていた²⁰。このような不確定な事実に関する情報公開への慎重さには、科学に対する一般の人々の信頼を失うことへの不安を見て取ることができる²¹。

技術者（上記の例においては医師であるが）のこのような態度は、実際には、ある技術の安全性に関する疑問に対して「有力な異論がある」「説明のつかない点が残っている」などの理由から、行政が「何も対策をとらない」こと、すなわち「第2種の過誤」に陥る傾向へと密接に結びつく。行政側に情報を渡すことへの技術者および行政側の慎重さによって、行政が「何も対策をとらない」ことを正当化することは「中和作用」と呼ばれる。中和作用の回避としては、科学の完全性を過信しないこと、そして、「どこまでは分かっている」という範囲を確定することが重要である、と杉山滋郎氏は述べる²²。こうして、技術者は、公衆にとって安全な技術を開発する責任の他、行政側の意思決定に関する判断材料を与えるため、自らの持つ技術に関して、時にたとえ確信の持てない段階であっても、情報の開示という意味での説明責任を負うことがある。

3 企業と技術

3-1 技術者の属する組織としての企業

次に、技術者と技術者の属する組織である企業との関わりについて考える。しかし、その前に、1-1における責任に関する分類の(1)責任主体に立ち戻る。というのは、第2節は、行政機関および、行政との関わりにおける技術者の消費者としての公衆に対する責任を扱ってきたのであるが、その技術者が所属する組織、より具体的には、企業に関しては、誰（あるいは何）を責任主体として捉えるか、ということがそもそも問題となり、「企業に責任がある」と言われる場合、責任主体となるのは実際には誰なのであろうか、という問いが生じるからである。また、もし法人としての会社が責任をとりうるのであるならば、それはどういう形であるのか、ということも問題となる。企業の責任主体の決定が問題となるのは、企業においては、責任主体が曖昧である場合に責任を負担する人がいなくなってしまうからである。ここでは、技術者が属する組織として特に株式会社をと

りあげる。多くの会社が株式会社として成り立っており、また、株式会社における責任主体の決定の問題は、ある組織が責任を負担する、というときの問題点を明らかにするからである。実際、企業の多くは、本来は人格のないものでありながら、契約主体として法律によって人格を与えられた法人であり、誰が責任を負担するか、ということが必ずしも明確ではない。たとえば、2003年、りそな銀行が巨額の不良債権を抱えて経営危機に陥ったとき、政府は約2兆円の公的資金を投入した。りそな銀行は株式会社であるのだが、株主は責任を負っていない²³。

奥村宏氏は、19世紀ドイツにおける法人論争を紹介した上で、「法人を機能としてとらえる」ことを提案する。法人論争においては、R.C.サヴィニーの法人擬制説、R.イェーリングの法人否認説、O.ギールケの法人実在説が争われた²⁴。法人擬制説においては、法人は「財産能力について人為的に認められた主体」であるとされる。権利能力を持っているのは個人のみであるが、人為的な擬制によって認められた主体にも権利能力が与えられる。法人擬制説における法人は、私法上の財産能力を法人の一つの側面として取り出しており、サヴィニーは、絶対的な権力を持つ国家のみが法人の設立を許可することで法人に人格が与えられる、と考える。これに対して、法人否認説は、「法人の社会的実体が独自の主体的存在であることを否定し、法人は単に多数の主体者の法律関係を単一化するための技術、あるいは法律関係の形式的な帰属点と解し、あるいは法人は仮想された主体にすぎず、現実には一定の目的に仕える財団、あるいは財産管理者と受益者との法律関係があるにすぎない」と考える²⁵。法人否認説は、法人の成立根拠を国家権力ではなく、取引社会における実質的機能に求める点で法人擬制説と異なるが、法人が権利主体であることを否定する点で法人擬制説と共通する。法人否認説は「具体的には、人間がたくさん集まって団体を作ったとき、集まった人間の名前を全部書くのは大変なので、便宜的にその集まりにたいして一つの名前をつける。その名前が法人にすぎないという主張」²⁶であり、そこでは法人は、法人を構成する個人に還元される。そのため、法人擬制説および法人否認説を採用するとき、被害が生じた場合の責任主体は法人を構成する個人となる。

法人実在説は、社会学における有機体説を法律学に適用したものであり、法人を想像的人格ではなく実在するものとして捉えるものである。したがって、「法人は、構成員である個々の人間を超越する実体性をもって、社会のなかでそれ自体が意思と目的とをもってあたかもヒトのように行動している」²⁷ということになる。したがって、法人実在説を採用した場合、責任主体としての法人というものが存在する事になる。現代では、法人実在説は「企業それ自体」という議

論に発展し「会社を実質的所有主体として積極的に認める」立場が生じている²⁸。

奥村氏は、法人実在説および「企業それ自体」を機能の点から捉え直す立場をとる。法人擬制説および法人否認説が行うように株式会社を株主へと還元する事では会社の意義を把握できないが、株式会社は、それを構成している株主、経営者、従業員によって成り立っているであり、「会社それ自体」あるいは「企業それ自体」ということでは、これらの構成員に対する分析が欠けてしまう危険があるからである。3 -2 で述べるように、実際の裁判において企業が責任主体とされることはない。しかし、企業における構成員の位置づけを明確にし、それぞれの構成員がそれぞれのなしたことに對して責任を持ちうると考えたうえで、企業もまた責任主体となりうる、と考える道を残しておくことは必要であろう。

3・2 企業の社会的責任

現在、消費者としての公衆と企業との関わりの間で、企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility ということが言われている。製品の安全に関しては、技術者個人に責任を還元することはできないからである。たとえば製品について完全な安全性ということは言えないため、安全システムに関する問題を工学・技術では完全に解決することは難しい。また、問題が生じる背景には、経営判断、技術不足、資金不足などの理由が存在することがあり、技術者個人によって解決できるものではないときがある。さらに、法律に依拠して安全システムに関する問題を解決することも困難である。というのは、法律は事後的に働く側面が強く、企業秘密の中で行われる行為に関しては効力を持たないからである。

企業の社会的責任とは、「企業全体として社会への責任を果たすという事で倫理を実践しようとする動き」²⁹である。堀田源治氏はその特徴として(1)過去の不祥事による信用失墜を回復する(2)環境保護を倫理ととらえ、環境改善などのエシックスビジネスを展開する(3)コンプライアンス(法律遵守)活動やステークホルダー(顧客、株主、従業員、取引先、地域住民、求職者、投資家、金融機関、政府などの企業と利害関係を有する主体)への配慮を行動指針とする、ということを挙げる。このうち、本論と関係するのは(3)である。この(3)の点から企業と消費者の関係について考えてみる。

実際には、損害が生じたときに法人としての企業が責任を負担することはない。2002年には、三菱自動車のトレーラーからはずれた重さ140キロのタイヤの直撃を受けたため欠陥車によって主婦が死亡、2人の子供が怪我をする、という事件が起きた³⁰。しかし、会社側は欠陥車であることを認めず、2年後の2004年に虚

偽報告であったとして、当時の責任者と法人としての三菱自動車が起訴された。ところが、改正法施行前の道路運送車両法では、この虚偽報告に対して20万円以下の罰金が課せられるのみであった。その後、元社長らは業務上過失致死罪で起訴されたが、法人としての三菱自動車は欠陥車事件ではなく、虚偽報告で訴えられているだけである。実際、法人は刑事責任を問われない。この理由として、法人には身体、意思、行為能力がないため、法人には犯罪能力はなく、これを刑法で処罰することはできない、という刑法上の通説が挙げられる。法人にも罰金刑や没収などの財産系を適用する、などの、法人には犯罪能力がないという立場に疑問を呈する立場もある³¹が、現在の刑法では法人を処罰することはできない。

それでは、被害が生じたとき、消費者はどのように法人としての企業に対して責任を求められることができるのだろうか。このことについて考えるため、刑法ではなく、民事上の消費者と企業の間を見てみる。2005年にクボタが、毒性の強いアスベストを用いて上下水道やパイプ管、住宅建材製造していたことを認めた。それによって患者や死者が出ていた。この被害ではじめに責任を追求されたのは政府であったが、企業の責任も大きい。企業はアスベスト被害の患者と遺族に対して200万円の見舞金を支払うことを発表している。奥村氏は、これは賠償金ではないかぎり、企業としての責任を認めていない事になる、と指摘する³²。すなわち、企業が見舞金を支払ったのは「企業の道義的責任」であるのであり、被害に関わったことを明確に認めない姿勢を続けている、というのである。また、2006年4月には、クボタは「救済金」を支払うことを発表した。しかし、これも「賠償金」ではなく、「企業の社会的責任」によるものである、と言う。

このとき、被害者は救済金を得るが、それは被害の補償としてではない、という事態が生じている。このこと背景には、企業の経営者側が責任主体となること、すなわち被害を与えた側としての責任を負うことを拒否する、ということがある。このことに関して、1-2で分類した3つのタイプの負担責任の連動を企業の側が厭ったからである、と考えることができる。すなわち、見舞金、あるいは救済金として被害者の受けた損害をある意味において、すなわち金銭という形で補償する（しかし、見舞金、救済金であるのだから、これは実際には補償ではない）ことによって、謝罪、説明、刑罰、制裁といったその他の負担責任を逃れるのである。このように企業の経営者側が、「見舞い」「救済」という形で「社会的責任」を果たし、そのことによって「被害を与えた責任」を逃れる場合において、被害者は見舞金あるいは救済金を受け取る以上のことを求めることは得策ではなくなってしまう。もし被害に対する補償責任を法的に求めようとするれば、

長い時間と労力を必要とする裁判は被害者にとっても大きな負担となるからである。こうして、企業と消費者の間において責任のあり方についての考えの間にねじれが生じる。「企業の社会的責任」は、一見被害者と企業の両方にとって都合のよい概念であるが、企業の負う「責任」の内容の、消費者と企業の間での齟齬を曖昧にしたまま事態を解決したように見せかけてしまう、という問題点がある。

3・3 技術者と企業

1-3において、技術の提供に際して公衆に被害を与えないため、また、被害を最小限にとどめるため、技術者は行政機関に対して説明責任としての情報開示の責任を負う、と述べた。実際には、情報開示の問題は、技術者と技術者の属する企業との関わりにおいてより重要である。例えば1-3で挙げた、水俣病において猫の実験結果を行政機関に対して発表しなかった例においては、発表しない、という決定をしたのは実験を行った者の上司であり、実験を行った医師はそれに従ったまでである。ここでは、企業内の人間関係によって、情報を開示するかどうか、ということが左右されている。この場合には情報の隠蔽が被害の拡大につながっている。また、「企業の社会的責任」が孕む問題は、情報が開示されることによってある程度解決される。情報の開示によって、生じた損害あるいは被害に関わる責任主体のそれぞれの範囲を特定することが可能になるからである。

技術者が技術を受け取る側のために企業に対してなしうることとしては、内部告発を挙げうる。内部告発は、倫理綱領に掲げられた守秘義務と公共の福祉の要請のうち後者を重視するための情報公開を行うことであり、また、所属する組織に対する技術者の抗議ともなりうる。内部告発は「会社が重大な不正を犯していると被用者が考える場合に、その被用者が『公表する going public』こと」である³³。内部告発としては以下のものが挙げられる。

- (1) 内部者が名乗って公表し、したがって、身元が雇用者に知られる。
- (2) 内部者が匿名を条件として告知するもので、告知先は身元を公表しない。
- (3) 内部者が匿名の投書・電話などで告知するもので、告知先にも身元が知られない。
- (4) 内部者が個人の利益のために、匿名を条件として雇用者の競争相手や報道機関など利益を与えてくれる先へ告知する。

(1)から(3)までが、企業への「警笛ならし whistle-blow」とされている³⁴。実際、内部告発は原子力発電所の事故の多くを明るみに出しており、一定の効果をあげている。実際には、内部告発は、企業にとっての不利益を生じさせるゆえ

に、それをなす個人に精神的、経済的負担を強いる事が多い。しかし、その重要性が理解されてきている現在、内部告発および情報開示のシステムの整備がなされれば、企業の実態を消費者としての公衆に知らしめ、消費者が適切に企業および技術と関わろうとするためにも有効であろう。

結論

本論は、技術の提供に関わる人々を区別し、技術の恩恵を受けつつその被害を受ける者でもある消費者側がそれぞれに求めうる責任のあり方について考えてきた。その中で、技術の提供に関する情報の提示のあり方 どの段階で、誰に対してが重要であることが見えてきた。実際、責任という語が問題となる場面について問う事は、責任の主体および責任の範囲を限定するための情報を得ることから始まる。実際には、技術の提供に携わらない者が彼らの責任について語ることにには限界があろう。技術の提供に携わる人々のそれぞれが実際にどのような状況で、どこまでの範囲内で技術の開発に関わり、どの段階でどの程度技術に関する情報を持っているか、ということ把握することは困難だからである。しかし、被害あるいは損害に対する補償のあり方を適切に定めるためにも、技術提供の過程が常に知りうるものとしてサービスと共に提供されることは、消費者としての公衆が技術を提供する側に求めうる「説明責任」であろう。また、消費者が技術に携わる人々と関わっていることに対して常に意識的であることは、被害を受けないため、また被害に対して適切に対応するための、消費者の側の「未来に対する責任」であることになろう。

¹ JABEE（日本技術者教育認定機構）は、欧米でのエンジニアと日本で従来技術者と呼ばれていた人々の実態が異なることを指摘し、特に製品開発に携わる人を技術者と呼び、技師と区別することを提案する。

² また、本論の背景には、日本では平成六年に定められたPL法（製造物責任法）が大きく関わるのであるが、PL法における責任主体は「当該製造物を業として製造、加工、または輸入した者」（PL法第2条第3項第1号）「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」（同第2号）「前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」（同第3号）であり、すなわちメーカーとしての企業を責任主体とすることは既に前提されている。そのため、行政、企業、技術者のそれぞれの責任のあり方とその関係を問う本論ではPL法を特に扱うことはしない。

³ 「責任」という語は、（1）責めを負ってなさなければならない任務ないし引き受けなければならない義務（2）事を担任してその結果の責めを負うこと（3）法律上の不利益または制裁を負わされること（4）債務が弁済されない場合のために一定の財産が担保になっていること（『日本国語大辞典』）という、日本語での従来の意味とともに responsibility, respsnibilité Verantwortung などの訳語として明治時代に登場した意味をも持つ。また、responsibility,

- accountability などの訳はしばしば区別されず「責任」という訳語に集約されている。このあたりの事情は『責任の思想』（片岡寛光 早稲田大学出版部, 2000 p. 40 以下）を参照した。
- ⁴ 「責任」概念の分類は『責任の意味と制度 負担から応答へ』（瀧川裕英 勁草書房）p. 30-39 を参照した。なお同書は関与責任、負担責任、責務責任、とするが意味する内容は同じである。
- ⁵ 『株式会社に社会的責任はあるか』奥村宏 岩波書店 2006 第3章 「無責任会社」参照。
- ⁶ この負担を「義務」と述べてもよいが、(3)の「未来に対する義務」と区別する意味で「負担」という語を用いる。
- ⁷ 「遺伝子組み換え食品規制のリスクガバナンス」平川秀幸（『科学技術社会論の技法』藤垣裕子 編 東京大学出版会 2005, 第6章）を参照した。後述。
- ⁸ 『責任と自由』成田和信 勁草書房 2004, 序。成田氏は、これらの心情を「反応的心情」と呼び、不都合な出来事に関する否定的感情のほかに、「感謝、賞賛、尊敬」といった肯定的感情についても言及している。
- ⁹ 以下の記述は「薬害エイズ問題の科学技術社会論的分析にむけて」曠野喜幸（『科学技術社会論の技法』第4章）を参照している。
- ¹⁰ NSPE の倫理規定及び日本の技術士会で定める倫理要項も公衆の安全を第一に明記している。
- ¹¹ 『科学技術社会論の技法』p. 228 以下。これらを同書では行政と専門家としての技術者双方に関わる問題として取り上げているが、ここでは特に行政側の問題としての側面を扱う。
- ¹² 同書 p. 272
- ¹³ 欧州では予防原則の立場をとり、規制を強化する傾向にあるのに対して、アメリカ、日本では「健全な科学」の立場から規制を緩和する動きがある。遺伝子組み換え食品は研究開発や産業化の促進に寄与する可能性があるとともに、安全性に関するリスクを持つ。遺伝子組み換え作物のリスクについては同書 p. 143。
- ¹⁴ 同書 p. 230 および p. 271
- ¹⁵ 「統計学における誤りが第1種の過誤（問題がないのに、あるという。あるいは帰無仮説が合なのになら非という）と、第2種の過誤（問題があるのに、ないという。あるいは帰無仮説が非で有意差があるのに合という）とがあることを、行政の責任に応用したもの」同書 p. 228
- ¹⁶ 同書 p. 229
- ¹⁷ ただし、倫理要項自体はその職業が社会によって専門職として認知されるための社会契約モデルに基づいている（『はじめての工学倫理』齊藤了文、坂下浩司編 昭和堂 2001 p. 187）
- ¹⁸ <http://www.nspe.org/ethics/eh1-codehist.asp>。また、アメリカでもっとも早い時期に成立した倫理綱領は 1912 年のアメリカ電気技術者協会のものである。
- ¹⁹ 技術者評議会（EPCD）が 1947 年に作成した倫理綱領でこの変化は顕著である。
- ²⁰ 『科学技術社会論の技法』p. 6
- ²¹ 同書 p. 14
- ²² 同書 p. 11
- ²³ 『株式会社に社会的責任はあるか』p. 61
- ²⁴ 同書 p. 65。以下の法人論争の説明については、第4章「法人とは何か」を参照している。
- ²⁵ 同書 p. 69
- ²⁶ 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社、2003 p. 117。ただし、同書では「法人否認説」は「法人名目説」と言い換えられている。
- ²⁷ 同書同頁。
- ²⁸ その立場として、奥村氏は、マルクス経済学者である北村勇氏を挙げている。
- ²⁹ 『工学倫理 技術者としての職業倫理と実践方法』堀田源治 工学図書株式会社 2006, p. 156
- ³⁰ 『株式会社に社会的責任はあるか』p. 108 以下。
- ³¹ 奥村氏は、藤木英雄氏、板倉宏氏などの刑法学者をこの立場として例に挙げる。
- ³² 同書 p. 119
- ³³ 『工学倫理 技術者としての職業倫理と実践方法』p. 34
- ³⁴ 同書 p. 35